

令和4年9月30日
産業労働部創業・イノベーション推進課

村上市及び胎内市沖が、再エネ海域利用法に基づく 促進区域に指定されたことに関する知事コメント

本日、村上市及び胎内市沖が、再エネ海域利用法に基づく促進区域として、国から指定されました。

本県では、地元自治体や漁業関係者、有識者等で構成する法定協議会において、海域の利用や漁業への影響調査等に関する協議を進め、今年6月に開催された法定協議会において、促進区域として指定することに異存なしとの意見がとりまとめられたところです。

県では、これまで、促進区域への速やかな指定を国に要望してきたところであり、これまでの取組が評価されたものと認識しています。

今後、国において事業者の公募・選定等に係る手続きが進められることとなりますが、県としても、漁業や地域と共生した洋上風力発電の導入が図られるよう取り組んでまいります。

【本件についてのお問い合わせ】

創業・イノベーション推進課 川島、小出
(直通) 025-280-5242
(内線) 2780